

# 〈1〉 大学における特定類型該当者に対する 輸出管理の運用の在り方について

—大学の調査結果から透けて見える問題点を踏まえ—

群馬大学

研究産学連携推進機構 教授

産学連携知的財産部門 副部門長

高度人材育成部門

研究支援人材育成コンソーシアム室長

輸出管理統括責任者補佐

輸出管理アドバイザー

伊藤 正実

## 1. 役務通達の改定と大学の研究教育活動に対する影響について

現実にある懸念として、大学においても民生技術の開発を意図した研究活動でありながら、大量破壊兵器に転用可能な技術につながるような研究活動はそれなりに存在すると考えてもよいであろう。その一方で大学での研究活動は自由と自主性が尊重され、企業のように組織がその研究内容をコントロールすることは出来ない。この大学の組織文化は、大学の研究活動における輸出管理において様々な課題と直結する。突き詰めて言えば、個々の研究者の取り組む内容はそれぞれ異なり、さらに実際の内容そのものを本当に理解しているのは、研究に従事している研究者しかいない訳であるから、最終的には個々の研究者の輸出管理に対するリテラシーレベルをあげる以外、対処する方法はない。仮にいくら厳格な輸出管理の手続きを大学の中でおこなっても、個々の大学教員が法規制をきちんと理解して対処しなければ、輸出管理の精度は極めて粗いものになるであろう。本稿で取り上げるテーマの背景にそうした事情が存在する。

日本の輸出管理制度における技術のみなし輸出に

関して、外為法の主務官庁である経済産業省において盲点としてみなされていたのが、技術を提供される者の居住性に関連した輸出管理の手続きの必要性の有無の判断である。留学生や外国人研究者等は日本に入国後、6か月以上経過すれば、日本国内の居住者と判断され、技術提供時に当該居住者が海外に輸出する蓋然性が高い場合を除き、法令上は輸出管理の対象外となる。経済産業省では、これに対する対策を以前から検討をしていた。<sup>1)</sup>

令和3年4月27日に統合イノベーション戦略推進会議で決定された“研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について”<sup>2)</sup>では大学の活動における国際化、オープン化の流れを促進する上で、輸出管理を含めた科学技術情報の流出の対策の重要性が指摘されている。また、令和3年6月10日に公表された経済産業省 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告<sup>2)</sup>に基づき、居住者への機微技術提供であっても、当該居住者が非居住者へ技術情報を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態であれば“みなし輸出”管理の対象とする方向性で関連の通達である「外国為替及び

外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号)(以後同通達に触れる場合は、一般的に用いられている通称“役務通達”を用いる)<sup>3)</sup>の改定がおこなわれることになった。具体的には、以下の3類型に対応する者が、居住性に関わらず、令和4年5月1日から輸出管理の対象となった。

類型① 契約に基づき外国政府大学等の支配下にある者

類型② 経済的な利益に基づき外国政府等の実質的な支配下にある者

類型③ 日本国内において外国政府の指示の下で行動する者

これより、先に述べたような日本国内での滞在期間の長短に関わらず、これらの類型に当てはまる者への役務提供は常に輸出管理の対象になった。例えば、外国政府や外国の大学での活動を兼務している日本の大学に雇用されている教職員に対して、大学内で未公開の研究情報等の提供をする際には当該者が日本人あるいは非日本人に関わらず、輸出管理上の確認が必要となる。例えば、海外の大学と雇用契約を締結している日本の大学の教員や、クロスアポイントメント契約で日本での研究活動に従事する外国の大学の研究者が類型①の特定類型該当者となる可能性が高い。そのことは、特定類型に該当する教職員が所属大学内で他の教員と共同研究をおこなう際には、当該教員への役務提供に関する輸出管理上の確認が必要になることを意味する。また、外国政府から奨学金を受けて日本の大学に在籍している留学生や海外の国の政府から奨学金を受けて日本の大学で活動をしている日本人学生も同様の扱いとなる。即ち、外国政府等から奨学金を受領して日本の大学に在籍している学生はその国籍に関わらず研究室に配属される際に、当該研究室の指導教員は、研究室での活動に関する輸出管理上必要な書類の提出が必要になる。さらにはクローズドな研究発表会等に特定類型該当者が出席する場合は、発表者は役務の提供を特定類型該当者に提供するとみなされ、理論的には、全ての発表内容に関して輸出管理上の確認を大学組織がおこなうことが必要になる。学生の

卒業論文発表会や修士論文発表会は、公聴会であり不特定多数が参加可能という建前の中で実施される場合もあるが、理工系の学部では、契約上、守秘義務が要求される企業との共同研究に、卒業論文研究や修士論文研究として学生が参加する場合がある。また、知的財産権保護の観点から参加者に守秘義務を課すことも多い。こうした発表会に参加する際に守秘義務契約を求められるということであれば、特定の方に限定した形で技術の提供をおこなうことになり、言い換えれば、不特定多数への技術の提供とはみなされず貿易外省令9条の特例を適用することは不可能である。学生の発表内容に関する管理者は指導教員であるが、発表毎に指導教員が輸出管理上の確認をおこなって書類を作成し、これを大学組織が確認して特定類型該当者への技術の提供が経済産業省への許可申請が必要かどうか判断するとすると膨大な事務量になることが想定される。もし仮に、その発表会でリスト規制に該当するような機微な内容を含む発表がなされる場合は、発表前に経済産業省に許可申請をしなければならぬ。しかしながら、仮に許可申請をしても、経済産業省の許可がおりるまでの期間を考慮すると、時間的に年度末に実施される発表会に間に合わせることは困難であろう。さらに言えば、許可申請に伴う過大な事務業務が発生する点を見ても現実的であるとは言えない。おそらく一番安易な解決手段は、特定類型該当者の発表会の参加を見合わせることであるが、大学の教育研究活動の一環としておこなわれる卒業論文や修士論文の発表会に輸出管理上の問題から留学生を参加させないということは、別の観点から問題視される可能性がある。今回の役務通達の改定は、こうした大学での教育研究活動に今後何等かの影響を与える可能性が予見される。

## 2. 実際の大学での輸出管理の運用は役務通達の改定によりどのように変化するのか？

この特定類型の該非確認から役務提供に関する輸出管理の一連のプロセスは以下のように3段階にわけて考えることができる。

**(1) 特定類型の該非確認-輸出管理部署は単独で特定類型の該非確認はほぼ不可能であり他部署との連携でこれをおこなうことになる -**

特定類型に該当するかどうかについては役務通達別紙1-3 特定類型の該当性の判断に係るガイドラインに基づいて判断することになる。大学と雇用契約がある者に関しては、別紙1-3(2)イに“当該居住者が指揮命令に服した時点において、特定類型①又は②に該当するか否かを当該居住者の自己申告(別紙1-4参照)によって確認した上で、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。また、当該居住者が令和4年5月1日時点で既に指揮命令下にある場合であって、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に報告することを求めている場合は、通常果たすべき注意義務を履行しているものと解される。なお、就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止又は申告制になっている場合は、指揮命令に服する期間中において、新たに特定類型①又は②に該当することとなった場合に、報告することを求めていることと解される。“とあり、新規に採用された者に関しては役務通達別紙1-4に記載されている誓約書の提出をもって、特定類型の該非を確認することが求められている。さらに従前からの被雇用者に関しては、類型①もしくは②に該当することになった場合は、報告することを求めているれば、”通常果たすべき注意義務“を果たしているときみなせる。また、別紙1-3(2)イの後段の文章にもあるように、兼業等の利益相反管理の自己申告を義務付けている大学であれば、その申告内容を確認して、特定類型該当者であるかどうかの判断をすることが可能である。従って、新規の雇用者に誓約書の提出を求めるだけでなく、従来からの雇用者についても就業規則上、兼業に関して報告義務がある大学であれば、その内容について輸出管理担当部署が確認をする必要がある。この場合、兼業の状況を把握しているのは人事や労務を担当する部署なので、輸出管理部署はそうした他部署との連携関係を構築しなければならない。もし、兼業に関する報告義務を課していない大学であれば、既に雇用している者に対し

ても誓約書の提出を求め、もし海外の大学等と雇用契約が発生した場合や外国政府から金銭的な利益を得た場合は、大学に報告することを誓約してもらう必要がある。大学で雇用契約を締結している者は教員や事務職員だけでなく、非常勤で勤務する教員、博士研究員、ティーチングアシスタント等、幅広く存在するが、誓約書提出の対象となる者は、大学の裁量で決められると言ってよいであろう。例えば、事務職員は研究活動に触れることはなく、輸出管理の対象にする必要がないと判断すれば、そのような運用は可能である。しかしながら、何か問題が発生したら当該大学は免責されないことに注意が必要である。以上のことから、必要最低限の管理の水準として、大学内で役務の提供が想定される方が対象になると思われ、もしそうであれば、研究活動に触れる立場の方を幅広くその対象にする必要がある。その一方学生という身分であったとしても、ティーチングアシスタント(TA)として大学と雇用契約を締結しており、研究室に既に配属されて何等かの役務の提供の可能性があるのであれば、誓約書提出の対象になることは注意が必要である。従来からの雇用者を対象に、特定類型の該非について誓約書を出していただき、さらに特定類型に該当するような立場になったら大学に報告してもらおうという管理も可能であるが、この場合、兼業をおこなう際に大学に申告をすることが就業規則上、求められている大学であれば、そちらの記録との整合性を確認する必要が生じ、管理としては二重の手間が発生する。

大学と雇用契約を締結していない学生の場合、大学内部の事情で若干話が複雑化する。役務通達別紙1-3 1(1)アに“役務取引を実施するまでの間に商慣習上当該取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面(以下単に「契約書等」という。)において記載された情報から特定類型①又は②に該当することが明らかである場合において、漫然と当該居住者に対して技術の提供を行う場合は、通常果たすべき注意義務を履行していないことと解される。なお、役務取引を実施するまでの間に契約書等において記載された情報から特定類型①又は②に該当することが明らかでない場合は、追加で確認を行うことは求められない”と、記載がある。要は雇用契約のない者については“通常取得する書類の範囲”で確認すればよいということになっており、特